

米国で学んで

～ロースクール留学と知的財産専門法律事務所での研修～

大 貫 敏 史 (稲門弁理士クラブ)



日本でも2004年から法科大学院（ロースクール）が始まりますが、一足先に私は米国のロースクールを体験してきました。以下に、米国のロースクールの授業がどんな感じか私の少ない経験の範囲で紹介するとともに、卒業後に経験した知的財産専門法律事務所での体験も報告させていただきます。

ロースクールの概要

Franklin Pierce Law Center は知的財産部門では有名なロースクールです。学校は、ニューハンプシャー州のコンコードにあります。米国50州の一つの首都といっても人口3万8千人。人口密度はお盆の東京より低いようです。町の大半の建物は19世紀に建てられた赤煉瓦の建物が多く、町の周りは湖が散在し鬱蒼とした樹木が一面を覆っています。まさに勉強するための環境です。

学校は町のメインストリートから丘を上ったところにあります。「全米一小さいロースクール」と言われているだけあって、教室の数は多くありません。唯一大講堂がある他は数十人が入れる教室だけです。アメリカのドラマに出てくる学校風景に似ています。学生はJD（法学博士）が米国人学生を中心に200名程度、わたしの属するMIP(Master of Intellectual



大講堂での授業風景
わたしは奥の方で寝ている

Property) が75名、LLM が10名たらずで構成されています。学生の人数は少なくとも国籍は多彩です。

米国、カナダ、ドイツ、スウェーデン、フランス、ヨルダン、サウジアラビア、レバノン、ボツワナ、ガーナ、ナイジェリア、インド、ネパール、台湾、日本、韓国、中国、ベトナム、モンゴル、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンなど。オリンピックが開けます。

秋期の授業

私の学んだ MIP コースは知的財産権に特化したプログラムで日本の弁護士が進む修士であるLLMコースと同じ履修内容です。学期前に履修するコースを登録すると要領を記載した日程表が渡されます。毎回の授業で進むページが記載されているので、買い込んだ判例集を予習して授業に望むこととなります。一年で米国の知的所有権を履修しようとするのですから、一回の授業で進む量が半端ではありません。びっしり判例が詰まったケースブックを100ページ以上前日に読んで望まなければならない場合もあります。しかし予習無しではさっぱり理解できなくなるので、毎日が予習漬けでした。復習の余裕はありません。ネイティブの学生もきついというロースクールを実感しました。大変な予習量ですが、他の学生の教科書にはしっかりマーカーが引きまわられており、日本の大学生とは比べられない熱心さです。競争が厳しいためでしょう。

授業では教授と学生の議論が活発です。不明なところについて、国籍を問わず学生はどんどん質問します。アジア系以外の学生は本当によく発言します。国際会議等でもそうですが、英語で議論ができて初めてスタートラインに立てるという感じです。私などは発言したくても議論のスピードが速く追いつけ

ません。

秋期の授業として、私はライティング&リサーチ、契約法、特許実務、特許・トレードシークレット法を採りました。特に、ライティング&リサーチは判例等の調査法を学びリーガルライティングを習得するもので、過去体験したことのないものでした。著作権、商標、特許の各分野から課題が出され、それについて判例・文献を調査しリーガルレポートを作成するというものです。法律事務所で働き出した場合にすぐ役立つような基礎を実践するという実務的色彩の濃いものでした。特許関係の授業では判例を通して実体的な特許要件や権利行使等を学びました。クレームのドラフティングの練習や試験もあり、語学力不足が堪える場面が多々ありました。

東北部の厳しい冬が始まると秋期の試験となります。試験には学生の氏名の代わりに割当番号を書き、教授は一切学生の素性を知らないで採点することになります。このため、ネイティブの学生とハンディ無しで競争することになります。採点グレード毎の人数比が一律に決められているため、日本の大学の試験に比べ非常に客観的かつ競争的です。

春期の授業

一段落する冬休みを跨いで春期の授業が始まります。春期には、商標、特許実務（手続）、特許実践、国際比較商標、模擬裁判を履修しました。春期の授業では、特許明細書の作成や拒絶に対する応答書作成を練習することができました。なんとと言っても模擬裁判は、秋期のメインイベントです。英語に自信の無いアジアからきた学生にとって大変な脅威となりました。審判官に提出する Brief（審判請求書）の書き方を学びながら、実際に高等裁判所に提出する Brief を作成します。特に知識の無い狭い論点について、判例を調べ、論文を探し、自分の意見として論理を展開しなければならないため、どの学生も四苦八苦していました。極めつけは、模擬法廷において模擬裁判官の前での Oral Argument（口頭審理）です。模擬裁判官には現職の弁護士が担当します。学生は、クライアントの代理人として自分が作成した Brief のポイントを Argument します。恐ろしいこと

に、模擬裁判官が途中で遮り、矢継ぎ早に質問を浴びせてくる点です。口頭弁論実習の前日など、ご飯が喉を通らないような学生が多く出ました。

インターンシップ

この学校の特徴として、特許事務所における実務研修をカリキュラムに組み込める点があります。私は隣町の法律事務所で研修しました。日本企業が出願人になっている出願について実際の拒絶応答のドラフト作成を数件しました。所長はいろいろな質問に応じてくれた訴訟ファイルや商標のファイルも見させてくれ、特許手続以外の世界も垣間見ることができました。中規模の特許事務所はアットホームでした。

実務研修

ロースクールの卒業後、ワシントンDCに移り、さらにフィネガン・ヘンダーソンという知的財産専門の法律事務所でさらに一年研修しました。学校時代の田舎暮らしから、ワシントンDC郊外のメリーランド州にアパートを借りて30分地下鉄で通勤するという、都会的な生活に一転することとなり、最初は田舎者のように戸惑いました。



ホホワイト・ハウスから数ブロックしか離れていないその事務所で、私は一室をあてがわれて米国特許庁に提出する応答書を作成する生活が始まりました。応答書の作成も数をこなしていくうちに勘所を

掴むことができます。拒絶の論理が判例に則っていないなければならない原則があるため、日本特許庁における拒絶理由書より反論の筋道が立て易く、何を反論すればよいのかの選択肢が明確な場合が多いようです。判例に基づく審査方法の集大成である MPEP という審査基準が仕事上のバイブルになりました。

研修中ということなので、依頼される処理件数はそんなに多くありません。その合間を利用して、パテントエージェントの試験を受けることにしました。徹底的に時間を使って審査基準や法令を読み込んだ

ので、日本では中途半端であった知識を体系立てて整理することができました。

米国の首都はニューハンプシャーとは全く異なる世界でした。名だたる数多くの美術品や展示品がスミソニアン博物館に展示され無料で見ることができ、事あるごとにパレードや祭りが開催されます。週末の予定を立てるのに苦労はない状態でした。ちょうど大統領選の真っ最中だったので、ブッシュの就任式や就任記念コンサート等興味深いイベントにも触れることができました。

留学・研修を終えて

何となくのんびりしている日本の大学における授業と異なり、米国ロースクールにおける授業風景は活発であり刺激のあるものでした。日本人が教授

になり学生になって実施される日本版ロースクールは雰囲気の相当異なったものになるのだろうか、というのが実感です。

また、法律・特許分野における体系がシステムティックになっており、判りやすくなっている点に印象を受けました。新しい問題に対する予測可能性が高く、問題の解決に至る手順が外国人であっても修得容易です。裁判結果の予測どころか裁判数が少ない日本の世界は、まだブラックホールのような感じさえします。

日本でも米国の制度を参考にしてロースクールが始まりますが、法曹業界や特許業界がどこまで全体的なシステムを進めることができるのか、その一員として出来る限りのお手伝いをしていきたいと考えています。